

障第402号
令和3年5月21日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて (Vol.2)

このことについて、令和3年3月26日付け障第1784号「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」にてお知らせしたところです。

このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から事務連絡があり、別紙のとおりQ&Aの追記等がされましたので、お知らせします。

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

【地域生活支援係】

担当係長 山脇 担当 金子

【事業所指導係】

担当係長 若原 担当 岩垣・田中

【連絡先】

直通 058-272-8302 FAX 058-278-2643